

# 京都外国語大学 国際言語文化学会会則

(平成 25 年 3 月 23 日制定)

(名 称)

第1条 本学会は、京都外国語大学国際言語文化学会と称する。

(目 的)

第2条 本学会は、世界の言語・地域・文化ならびに国際及びグローバルな問題に関する学術研究により広く教育・社会の発展に寄与するとともに、大学院生等の若手研究者に発表の機会を提供し、その研究活動の活性化を図ることを目的とする。

(事業及び事務局)

第3条 本学会は、目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 年次大会及び研究会等の開催
- (2) 学会誌その他刊行物の発行
- (3) その他の事業

2 本学会は事務局を学校法人京都外国語大学国際言語平和研究所（以下「研究所」という。）におく。

(会 員)

第4条 本学会は、次の会員をもって構成する。

- (1) 正 会 員
- (2) 学生会員
- (3) 賛助会員（本学会の趣旨に賛同する団体及び企業）
- (4) 名誉会員（本学会役員より推薦された者）

2 入会を希望する者は、所定の入会手続を行うものとする。

3 会員は、次の理由によりその資格を喪失する。

- (1) 所在不通になり2年を経過した場合
- (2) 学会の運営に支障が生じた場合

4 退会を希望する会員は事務局に申し出なければならない。

(役員及び運営委員会)

第5条 本学会に以下の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 事務局代表 1名
- (3) 運営委員長 1名
- (4) 監事 1名

2 会長の選出は会員の互選により、総会において承認を得る。任期は4年とし、再任を妨げない。

3 運営委員長及び監事は、会長が指名する。

4 事務局代表は、研究所の長とし本学会の事務を統率する。

5 運営委員長は、正会員から運営委員数名を指名し、役員とともに運営委員会を組織する。

- 6 運営委員会は、学会運営全般に関する方針を策定し、年次大会等の企画・運営及び学会誌等の編集・刊行を行う。
- 7 監事は、本会の事業及び会計について監査を行う。
- 8 会長並びに事務局代表を除く役員及び運営委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

#### (総会)

第6条 本学会に、正会員によって構成される総会を置く。

- 2 総会は、学会の予算編成・決算の報告、年度の事業計画・報告、本会則の改廃等学会運営に関する諸事項を審議し、決定する。
- 3 総会の決議は、出席者の過半数の同意による。
- 4 会長は、年1回総会を招集する。また、必要に応じ臨時に総会を招集することができる。

#### (会計及び監査)

第7条 本学会の事業遂行に必要な経費は、寄付金及びその他の収入で賄うものとする。

- 2 本学会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 3 各会計年度の決算は、会員に報告し、かつ翌年度の総会で承認を得なければならない。この場合において決算は、事前に監事によって監査されなければならない。

#### (会則の改廃)

第8条 本会則の改廃は役員に諮り、総会の議を経て行うものとする。

#### 附 則

本会則は、平成25年4月1日から施行する。

本会則は、平成27年4月1日から施行する。(平成27年6月20日改正)

本会則は、平成30年4月1日から施行する。(平成30年2月22日改正)

本会則は、平成30年9月29日から施行する。(平成30年7月26日改正)

本会則は、令和5年8月1日から施行する。(令和5年7月22日改正)